

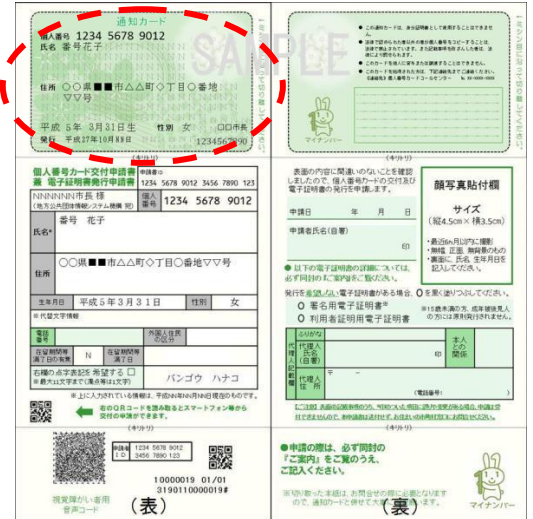
今月の言葉

しんどいと感じるときは成長しているとき

管理部

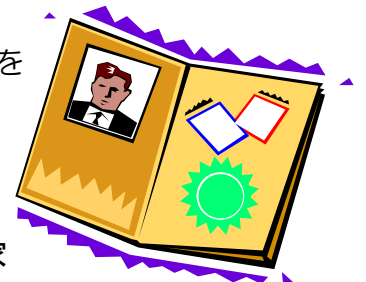
マイナンバー提出のお願い

もうマイナンバーは提出しましたか。これまでもシンエイジャーナルで度々お願いをしてきたところです。平成28年1月より税金や雇用保険などの手続きにマイナンバーが必要となります。**提出していない方は必ず提出してください。**もし、まだ手元に届いていないという方は、あなたの住所地の区役所区民生活課（浜松市の場合）へ問い合わせをしてみてください。配達時に不在にしていた方は、区役所に戻っている可能性がありますので、区役所窓口で受け取るようにしましょう。受取りに行く場合は、本人確認できる書類（運転免許証、在留カードなど）が必要です。また、住民票にマイナンバーを載せて交付を受けることもできます。区役所の窓口で確認してみてください。
 ※すでに提出していただいている方はありがとうございます。



在留認定のメリットを知っていますか？

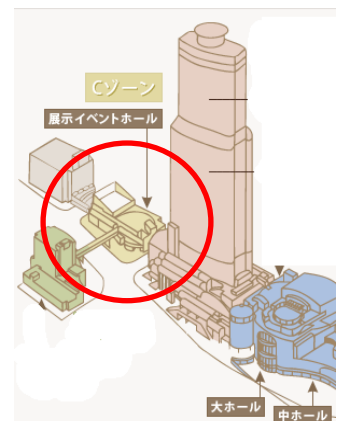
在留認定（呼び寄せ）をすることで日本にある入国管理局が日本に入国、在留を希望する外国人が行う活動がそれぞれ適しているかを審査して認められた場合、在留資格認定証明書が交付されます。この在留資格認定証明書を在外日本公館に提示してビザ申請をすれば、母国でビザを申請するよりも早くビザの発給ができます。



*実際に在留認定を伸栄でやった方にお話を聞きました。「ずっと娘と兄の家族を呼び寄せたくて自分でも調べてみたが、自分だけの収入では通らないと言われました。いろいろ考えた結果、私は伸栄で頼むことにしました。社長が保証人になってくれて、そのお陰で4人とも1ヵ月も経たないうちに在留資格認定証明書が家に届きました。私はとっても嬉しかったです。これで家族と一緒に過ごせます。これも伸栄に勤めていて、社長が保証人になってくれたからできたことです。本当に感謝します。」と在留認定をしてくれた派遣従業員のMさん話してくれました。在留認定のための書類を集めるのは大変かもしれませんが、メリットはたくさんあります。また、人によっては書類も違ってくるので在留認定をやりたい、また聞きたいことがあれば一度事務所（053）472-6099までお問い合わせください。

確定申告のお知らせ

会場 アクトシティ浜松 展示イベントホール
 （浜松市中区中央3-12-1）
 開設期間 2月10日（水）～3月15日（火）
 ※2月21日・2月28日の日曜日に限り、開設しています。
 開設時間 午前9時～午後5時



確定申告が上記のとおり実施されます。この期間は、税務署内には確定申告会場を設けておりません。また、日曜日にも開設しています。確定申告の必要な方は、仕事に影響のない日曜日に行くようにしましょう。